

# 仕様書

## 1 委託業務名 川越市公共施設太陽光発電導入可能調査業務委託

## 2 目的

令和6年3月に策定した「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定版」では、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比46%削減すること、再生可能エネルギー導入量を2030年度に2020年比2.1倍にすることを目標として掲げている。

本業務では、市が率先して再生可能エネルギーを導入するため、具体的にどのような施設、立地に太陽光発電設備の導入が可能か調査を行うものである。調査の結果を受けて、公共施設への太陽光発電設備の導入計画を策定し、積極的な導入に努め、2050年脱炭素社会に実現に向けた取組を加速させていく。

また、本業務における成果は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における太陽光発電設備の導入目標設定等に係る検討資料及び公共施設への太陽光発電設備等導入計画の策定に係る検討資料として活用しようとするものである。

## 3 委託期間 契約締結から令和7年1月10日まで

## 4 業務内容

### (1) 調査対象施設

市が有する公共施設（別添「公共施設太陽光発電導入可能性調査対象施設」）を調査対象とする。

### (2) 太陽光発電設備の簡易導入計画の策定

調査対象施設（設置可能な建築物及び土地）の全てについて、施設ごとの基礎データ（築年数、規模、用途）や地図データ、航空写真、消費電力等を参考に調査・分析を実施し、導入可能な設備容量、想定される二酸化炭素排出削減量、導入手法ごとの概算事業費（初期費用、年間費用、電気料金削減効果等）の検討を実施すること。

### (3) 優先導入施設の抽出

(2)の調査結果を参考に、2050年脱炭素社会の実現に向けて優先して導入することが望ましい施設（25程度）の抽出を行うこと。

### (4) 個別詳細調査の実施

(3)で抽出した、優先して導入することが望ましい施設（25程度）については、電力の需給状況、施設の他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件、日射条件、設置による災害リスク、周辺への影響等を勘案した、設備導入のために必要な情報や課題等について整理を行うこと。

### (5) 導入計画案の作成

(4)の結果を踏まえ、今後導入を進める際の優先順位の考え方を整理し、2030年までに導入が可能と考えられる公共施設ごとに次の事項をまとめた導入計画を整理すること。

ア 事業スキーム：導入方法（PPA、リース等）、資金調達方法（国の補助事業、J-クレジットの活用等）

イ 設置の工法、レイアウト、容量（パネル枚数）、想定重量等

※公共施設は、築年が古い建物が多く、構造計算書がないことが想定されるため、構造計算書がない場合は、一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から、躯体への影響等を考慮した工法や設置容量を検討すること。

ウ 想定発電量：発電量シミュレーション、設備稼働率の設定

エ 想定二酸化炭素排出削減量

オ 課題と対応方法：建築基準法等の法令遵守、施工方法、施設管理上の課題、反射光などの周辺への影響等の整理

## 6 成果品

(1) 調査報告書及び報告書概要版

A 4判ファイル綴じ（両面印刷（カラー）） 2部

(2) 調査報告書原稿データ（CD-R） 1部

※原稿データについては、PDF版及びWordやExcelで作成した電子データを納入すること。

(3) 中間報告書

業務の実施段階ごとに、業務の実施結果を報告すること。

(4) 打ち合わせ記録一式

※本業務で得たすべての成果品は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

## 7 再委託

受注者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負あわせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得なければならない。

## 8 その他

(1) 本業務は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して実施する予定であるため、当該補助金の交付要綱・補助事業の手引き等により、補助金の目的や性

格を十分理解して業務を行うものとする。

- (2) 受注者は本業務の実施のため、対象となる太陽光発電設備について新技術によるものを選択肢に含めた提案を行うものとする。
- (3) 受注者は本業務の実施のため、発注者と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項等で、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議し決定するものとする。